

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(合格公告及び通知) 第十六条 知事又は広島県指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の受験番号を公告し、本人に合格した旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(合格公告及び通知) 第十六条 知事又は広島県指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の氏名を公告し、本人に合格した旨を通知する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。